

成年後見制度とは

認知症などによって判断能力が低下し、自分では適切に財産管理できなくなった人が、第三者である「成年後見人」に財産管理をしてもらうための制度です。

成年後見制度は、本人の判断能力が低下した後に利用できる「法定後見制度」と本人の判断能力が正常なうちから利用できる「任意後見人制度」の2つがあります。



法定後見制度について

本人の判断能力が低下した後に、親族等が家庭裁判所に申し立てをすることによって、後見人を選任してもらう制度で、後見人は裁判所が決定するため、本人に決定権はありません。また本人の判断能力があるうちは法定後見制度を利用できません。

法定後見制度はさらに、本人の判断能力低下の程度に応じて、「後見」「保佐」「補助」の3類型に分かれており、それぞれ成年後見人に認められる権限が異なります。

任意後見制度について

本人が元気なうちから後見人になってもらう人を選んで「任意後見契約」を締結し、後見人に与える権限の内容を明らかにするものです。

任意後見契約の契約書は、公正証書として登記する必要があります。

将来、本人の判断能力が低下して実際に後見人が必要となった際には、後見人の予定者などが家庭裁判所に対して「任意後見監督人」の選任申し立てを行います。

「任意後見人」は「任意後見監督人」による監督の下に、契約によって定められた財産管理業務を行うことになります。



・任意後見制度では信頼のおける親族などに後見人となってもらうことができますが、

法定後見制度では家庭裁判所側の判断で、後見人が選任されます。

任意後見制度では、誰を後見人にするのか、

どういった管理方法を取るのかなどについて、自由に取り決めることが可能です。

やはり信頼のおける人物に専任できるという大きなメリットであるといえます。

反面、信頼していたはずの後見人に裏切られるといった事態を迎えることもあり、

しっかりとした責任をもった後見人の選任や、内容の取り決めを行っていく必要があります。

成年後見制度のメリット・デメリット

成年後見制度のメリット

後見人が本人に代わり、財産を処分したり、

本人にとって必要な出費に対しての支払いをすることができます。

判断力が低下した状態の者が、悪徳業者にだまされたり、

不利な契約をしてしまったりする場合がありますが、

その者に後見人が選任されていればその契約を取消することができます。

成年後見人は、本人の財産の管理を行うため、

親族の使い込みによる財産の喪失を防ぐことができます。



成年後見制度のデメリット

成年後見人を依頼した人が亡くなるまで、成年後見人に対して報酬の支払いが発生するため、

報酬が多額となります。また、いったん成年後見人が選任されると、自由に解任することはできません。

親族が後見人に不信感を抱いた場合において、

明確な理由や根拠がなければ後見人を解任することはできません。

後見人は委任者本人のすべての財産を守るために、本人にとって必要なことには出費できません。

よって子や孫に対してのいわゆる「おこずかい」を渡すこともできず、

相続人予定者にとって硬直的で不便と感じるケースがあります。